

千葉労働局発表  
令和元年10月25日

【照会先】

千葉労働局労働基準部監督課  
課長 西川 聡子  
主任監察監督官 花坂 泰秀  
電話 043-221-2304

報道関係者各位

## 11月は『過労死等防止啓発月間』です！！

### 《月間に合わせて、過重労働解消キャンペーンを実施します。》

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等(※)を防止することの重要性について国民の皆様の関心と理解を深めるためのキャンペーンやシンポジウムなどの取組を行っています。

千葉労働局(局長 友藤智朗)では、過労死等の原因となる過重労働の解消に向け、以下の取組を行います。

【主な取組】

① 集中的な監督指導

過労死等に関して労災請求が行われた事業場、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場等に対し、集中的な監督指導を実施します。

② 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

日時：令和元年11月12日(火) 14:00～17:00

会場：千葉市生涯学習センター(千葉市中央区弁天3丁目7-7 千葉市中央図書館併設)

③ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

千葉県内で労働時間の削減等に取り組んでいる企業に労働局長が訪問します(詳細は、後日お知らせします)。

④ 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)の実施

日時：令和元年10月27日 9:00～17:00

番号：0120-794-713 (フリーダイヤル)

⑤ 使用者団体等への協力要請

県内の17の使用者団体・労働組合に、過重労働解消に向けた取組等が実施されるよう傘下会員・企業等への周知啓発について協力要請を行います。

※「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。